

新

整理番号

土

不動産取得税土地減額申告書（新築住宅用土地関係）兼還付申請書

石川県

事務所長 様

年 月 日

受付印

住 所

ふりがな
氏 名
又は名称

電話 () - 番

次のとおり土地を取得したので、石川県税条例第73条第1項及び第75条第7項の規定により申告
します。なお、還付金があるときは、次により還付してください。

取得した土地	所 在			
	地 番			
	地 目	宅 地 ・ 田 ・ 畑 ・ その他 ()		
	地 積	m ²		
	取 得 年 月 日	年 月 日 (年 月 日登記)		
	取 得 原 因	売 買 ・ 贈 与 ・ その他 ()		
	譲渡者の住所 及び氏名又は 名 称			
取得した土地 の上に新築、 又は取得する 住宅に関する 事項	住 宅 の 種 類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 (区画・世帯用)		
	構 造 ・ 床 面 積	造 階建	m ²	うち、併用住宅の 場合の住宅部分 m ²
	新 築 ・ 取 得 年 月 日 (予 定)	年 月 日	新築・取得済 (年 月 日申告済) 新築・取得予定	
口座振込先	銀行	支店	預金種目	普通 ・ 当 座
口座番号	口座名義人 (カタカナで記入ください)			

「口座振込先」、「預金種目」、「口座番号」、「口座名義人」欄については、還付金がある方のみ記入してください。

※次の欄は、記入しないでください。

年 度	年度	納 期 限	年 月 日	納 税 通 知 書 番 号	
当初税額 (7)	還 付 税 額			差引納付すべき税額	円
	県税条例第75条第1項の規定によるもの (1)		その他の規定によるもの (2)		
	円	円	円	円	円
徴収猶予申告書の提出	有 ・ 無		年 月 日提出	徴 収 猶 予 承 認 通 知 書 整 理 番 号 第	書 号
摘 要	(還付なし) 歳入還付 歳出還付 滞繰の減 残納付書 月 日渡・送付済				
処 理 年 月 日	年 月 日	収 納 確 認	口 座 確 認	確 認 者 氏 名	

(裏面に続く)

(注) 申告書の記入にあたっては、裏面を必ずお読みください。

- 1 この申告書は、新築住宅用土地の取得申告とその取得に対して課される不動産取得税の特例（税額の減額）の適用を受けるための申告を兼ねるものです。
- 2 取得した不動産が共有の場合は、全共有者連名で申告してください。
なお、この場合は、各人の持分を併せて記入してください。

申告書の記入方法

- 3 申告書の各欄は、次に掲げるもののほか、所要事項を記入し、又は該当する字句を○で囲んでください。
 - (1) 「取得年月日」欄には、契約によって定めた日など実際に所有権を取得した日を記入するとともに、登記済みの場合は（ ）内にその登記をした日を記入してください。
 - (2) 「住宅の種類」欄は、次の区分により、該当するものを○で囲んでください。
 - ア 専用住宅 一戸建住宅のほか、分譲マンションなどの一棟の家屋の一区画を区分所有する場合の住宅
 - イ 併用住宅 一棟の家屋に住宅の用に供する部分と店舗、事務所、工場等の用に供する部分を有する家屋
 - ウ 共同住宅 アパート、寄宿舎など
 - (3) 「構造・床面積」欄は、各階の床面積の合計を記入してください。
 - (4) 「口座振込先」、「預金種目」、「口座番号」、「口座名義人」欄については、**還付金がある方のみ記入願います。**

特例を受ける場合の必要書類

- 4 新築住宅用土地の取得に対する不動産取得税の特例を受けようとする場合は、住宅の取得が下欄の《特例適用土地の要件》に該当することを明らかにする次の書類をこの申告書提出する際に添付してください。
ただし、新築住宅の取得に対する不動産取得税の特例を受けるための申告の際に添付済みの書類については、再度添付する必要はありません。
 - (1) 全部事項証明書（土地）
 - (2) その土地の上に取得した住宅が住宅控除の要件を満たす住宅であることを確認する書類として住宅控除の申告に必要な書類

《特例適用土地の要件》

新築住宅用土地の取得に対する不動産取得税の特例は、次のいずれかの要件を満たす土地の取得の場合で、この申告書を提出したときに限り適用されます。

取得要件

- ア 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合で、次のいずれかのとき
 - (ア) 土地の取得者がその土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有しているとき
 - (イ) 土地の取得者からその土地を取得した方が特例適用住宅を新築したとき
- イ 土地を取得した方が、その土地を取得した日前1年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合
- ウ 新築未使用特例適用住宅とその敷地を、新築後1年以内に取得した場合
- エ 自己居住用の新築未使用特例適用住宅を、土地の取得日の前後1年以内に取得した場合

住宅要件

住宅の床面積が50㎡（アパートなどの一戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上240㎡以下の住宅

床面積要件の留意事項

- ア 住宅の附属建物として建築された物置、納屋（主として農林漁業の経営又はその生産物若しくは機械器具等の貯蔵保管の用に供するものを除く。）、土蔵、車庫（専ら事業の用に供する自動車の保管の用に供するものを除く。）等は、住宅に含まれます。
- イ 分譲マンションなど区分所有住宅の場合の床面積は、その占有部分の床面積に廊下、階段等共用部分の床面積をその専有部分の床面積の全体の占有部分の床面積の割合によりあん分の上、加算したものです（アパートなど共同住宅の一区画の床面積についても、共同の用に供する部分の床面積をあん分の上、加算したものです。）。